

第4章までは、バリアフリー法の主旨に基づき、バリアフリーへの具体的な取組みについて提示しています。しかし、対象と期限を限定した内容であり、市内全域のバリアフリー化が達成できるわけではありません。また、バリアフリー法や国の基本方針、関連する基準やガイドライン等も見直されることが考えられます。そこで、今後も国における関連の動きを注視しながら、多様な市民の参画を得て、バリアフリーを含むより広範な観点から様々な取組みを展開させていく必要があります。

ここでは、バリアフリー法の枠を超えて、まちづくりに展開させていくことについて示します。

## 1. 重点整備地区内におけるさらなる事業の推進

吉祥寺駅周辺地区では、「吉祥寺グランドデザイン 2020」において、吉祥寺がこれまで実現してきた界隈性・回遊性の高さを活かし、歩いて楽しむことができるまちづくりを進めるとしています。特に、南口駅前広場整備に伴う誰もが使いやすい交通結節機能の再編や、武蔵野公会堂敷地も含めた面的な市街地再編、また、建物更新や区画道路\*の整備等により、バリアフリー化が進展することが期待されます。また、老朽化した建築物のリノベーションにあわせ、防災性を高めながらバリアフリー化された店舗を増やしていくなど、生活関連施設にとどまらず、小規模施設も含めた面的なバリアフリー化の推進により、生活者も来街者も安心して快適に過ごせるまちづくりを進める必要があります。

三鷹駅周辺地区では、「三鷹駅北口街づくりビジョン」において、補助幹線道路（市道第129・293号線）の整備による駅北口の交通環境の変

化を契機として、おおむね補助幹線道路より南側の駅周辺を「歩行者を中心とするにぎわいのエリア」として位置付け、交通規制や幅員構成の見直しなどにより歩行空間の充実を図るとしています。あわせて、まちの玄関口としてふさわしい、ゆとりある駅前広場の拡張に向けた検討が進められています。

市役所周辺地区では、特に公共施設が集積しており、計画的な大規模な改修や建て替えにあわせた総合的なバリアフリー化が推進されていくことが考えられます。

武蔵境駅周辺地区では、連続立体交差事業を契機に南北一体のまちづくりが進みました。現在事業中の天文台通りなど地域内の道路ネットワークの形成が進むことで歩行者中心のまちづくりがさらに進展します。

今後は各重点整備地区の将来起こりうる歩行動線や交通体系の変化等を見据えたバリアフリー化を推進していきます。また、バリアフリー化されたものについては、適切な維持管理を継続し、ソフト面の充実を図ります。

## 2. 促進地区（市全域）における バリアフリー水準の底上げ

本基本構想では、市全域を促進地区に指定し、重点整備地区外の既存の施設等のバリアフリー化も含め促進していくための枠組みを導入しました。「第2章 4. 個別方針」は、重点整備地区のみならず、市全域の整備において反映させていく考え方を掲げています。

道路については、生活関連経路の指定の有無に関わらず、まちづくり計画\*に基づく全面的な改修に際しては、「道路の移動等円滑化整備ガイドライン」に則り、整備を行います。その他の道路についても、「第2章 4. 個別方針」に基づく整備を推進していきます。

市内には、単断面道路において歩行者の通行位置を明確にするため、交差点部の補助的な路面表示やカラー舗装を整備してきた箇所があります。こうした整備内容がロービジョン（弱視）の人等にとって移動の補助にもなっているとの声があります。このことを踏まえ、国などの動向を注視しながら、道路空間におけるユニバーサルデザインのあり方について引き続き検討します。

また、生活道路への通過車両の流入を抑制し、安全でバリアフリー化された歩行空間を確保するには、道路ネットワークの整備が必要であることから、特に重点整備地区外で指定したネットワーク経路の整備推進について関係機関に必要な働きかけを行います。幹線道路の整備にあたっては、バリアフリー対応信号機やエスコートゾーンの設置、バリアフリー化されたバス停留所の整備があわせて進むように、関係する事業者との調整を行っていきます。

将来的には道路ネットワークの整備が進み、自動車交通が幹線道路に適正に転換していくことが期待されます。この状況を見極めつつ、歩行者中心のみちづくりを目指した道路空間の再配分\*などの検討を進めていきます。

## 3. 新しい技術や課題に対する取組み

ICT などにおける新技術に対応した取組みとこれに付随する課題、また新型コロナウイルス感染症の影響による新たな課題について、以下の取組みを進めます。

### （1）技術革新を踏まえた取組み

スマートフォンの普及により、情報収集の考え方が大きく変わり、多くの人々が自分の端末を使ってインターネット上から外出時や施設利用の情報収集を行うようになりました。

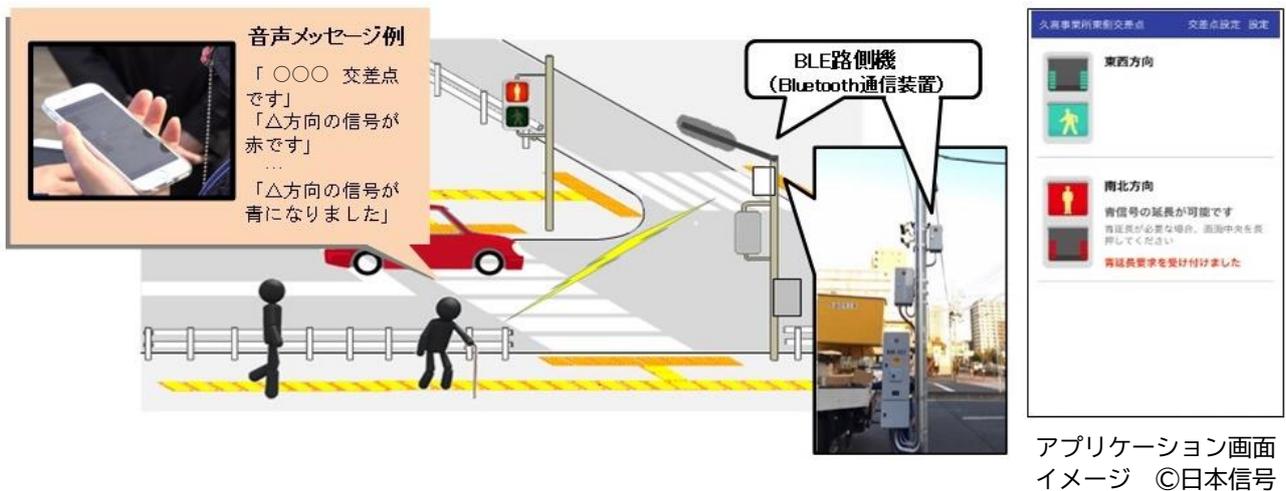
高齢者や障害者をはじめとした全ての人が、WEB などによってバリアフリー情報を入手できることが重要です。また歩行者支援装置と、これに対応する機器の整備によって、視覚障害のある人などが自由に活動できる環境の整備が重要です。

新しい技術の例として、視覚障害のある人等が携帯することで、公共施設などに設置されている受信機に近づくだけで、施設案内を音で対応するシステムや、交差点名称や信号機の色などの情報が音や振動で伝わる高度化PICS\*の導入などが進んでいます。今後、このような機器に対する設置要望は高まると考えられますが、多様に存在するシステムの中から、統一的な設備を選択する必要があります。

一方で、新技術をうまく活用できない人へのサポートの必要性も高まっており、既存のツールや人的対応も含め、多様な選択肢を提供することも重要です。

また、様々な新しい技術の研究が進められていますが、システムや機器の開発段階においてユニバーサルな観点を取り入れることが重要です。市は市民の声を開発する側に伝えていくなど、様々な形で関わりを深めていくと共に、技術の進展を注視し、施策に取り入れていきます。

## ■ 高度化 PICS のイメージ



警察庁ウェブサイトより作成

### (2) 新型コロナウイルス感染症の影響による 新たな課題と対応

令和 2 年に世界中で感染が広がった新型コロナ  
ウイルス感染症は、市民の移動や施設の利用  
に大きな影響を与えており、感染拡大が長期化  
する中で新たな課題が生まれています。

対人距離の確保や接触を避ける対策によって、  
高齢者、障害者等が周囲からのサポートが受け  
にくい状況や、マスクやアクリル板によりコミ  
ュニケーションが難しくなっているなど、利用  
者支援・接遇面において支障が生じています。ま  
た、乳幼児や障害の特性によってマスクの着用  
が難しい人では外出を控えることにより育児相  
談が難しくなる例や障害の状態が悪化している  
例もあります。一方、感染症の拡大を契機として、  
ICT 等を活用した非接触型のコミュニケーション  
や情報収集手段の技術革新が進んでいます。ま  
た、WEB 会議等を使い、外出しなくてもコミ  
ュニケーションができる技術が一般的に利用さ  
れ物理的な移動のバリアは小さくなりましたが、  
機器の操作が難しい人や手話でのコミュニケー  
ションが必要な人などでは活用しにくい状況も  
あります。

感染症対策を踏まえた対応としては障害等の  
特性によってさまざまな困りごとがあることを  
理解した上で、人的対応・接遇などのソフト施策  
を中心に以下のような配慮を行うことが考えら  
れます。

- ▶ 車いす使用者でも利用できる消毒液の配置
- ▶ 感染症対策を講じていることを伝えた上で支  
援のための声掛け
- ▶ マイクやスピーカーの活用による話し言葉の  
伝わりやすさの工夫
- ▶ 感染症対策による施設運営の変更等の状況  
について、文字や音声の複数の手段での情報  
提供
- ▶ インターネットを利用できない人に配慮した  
電話・FAX 等での予約対応
- ▶ マスクの着用が難しい人がいることを理解し  
てもらうための情報提供 等

## 4. 基本構想の継続的な発展

本基本構想では、移動や施設の利用、またそれらに関わる心のバリアフリーと情報伝達の取組み等に関して、多様な市民意見に基づき、基準の有無や適合の状況にとらわれず、必要と考えられる施策を位置付けました。これにより、バリアフリー化が推進され、より充実した移動・利用環境の実現が図られることとなります。

しかし、これらの取組みにより、全ての人の自由な移動・利用や社会への参加が保障されるわけではありません。

第1章の背景にも記載のとおり、旧基本構想の策定後、交通政策基本法や障害者差別解消法が施行され、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を背景としたユニバーサルデザイン2020行動計画等により、心のバリアフリーの考え方が大きく進展しました。平成30年のバリアフリー法改正では「共生社会の実現」「社会的障壁の除去」の基本理念が新たに定められ、「全ての人にやさしいまちづくり（ユニバーサルデザイン）の原則」で示した「障害の社会モデル」に立脚した取組みの推進が強く求められています。

これらの社会情勢の変化は、これまでの基準に適合させる取組みだけではなく、障害者が固有に抱える移動や施設の利用に関する課題について、合理的配慮によって、必要な支援を提供し解決するための努力が求められていることを示しています。また、お互いの人権を尊重し、「理解と協力」の意識を高め、共助の考え方で障害者を支えあう社会の必要性が強く示されています。

そのため、今後も、高齢者、障害者等をはじめとする全ての人々が地域の中で自立し、より充実した生活を得られるように、多様な市民の意見を取り入れて取組みを改善・充実するとともに、広く市民一人ひとりの意識に「理解と協力」の必要性を浸透させることで、全ての人にやさしいユニバーサルデザインのまちづくりを進めます。

